

議案第160号

財産の取得について

下記の財産を取得することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和62年つくば市条例第22号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和6年2月13日

つくば市長 五十嵐立青

記

1 取得する財産

土地

(1) 所在地 つくば市みどりの中央26番1

(2) 地積 6,311㎡

2 取得金額 金242,973,500円

3 取得目的 都市公園用地として取得

4 財産所有者 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県

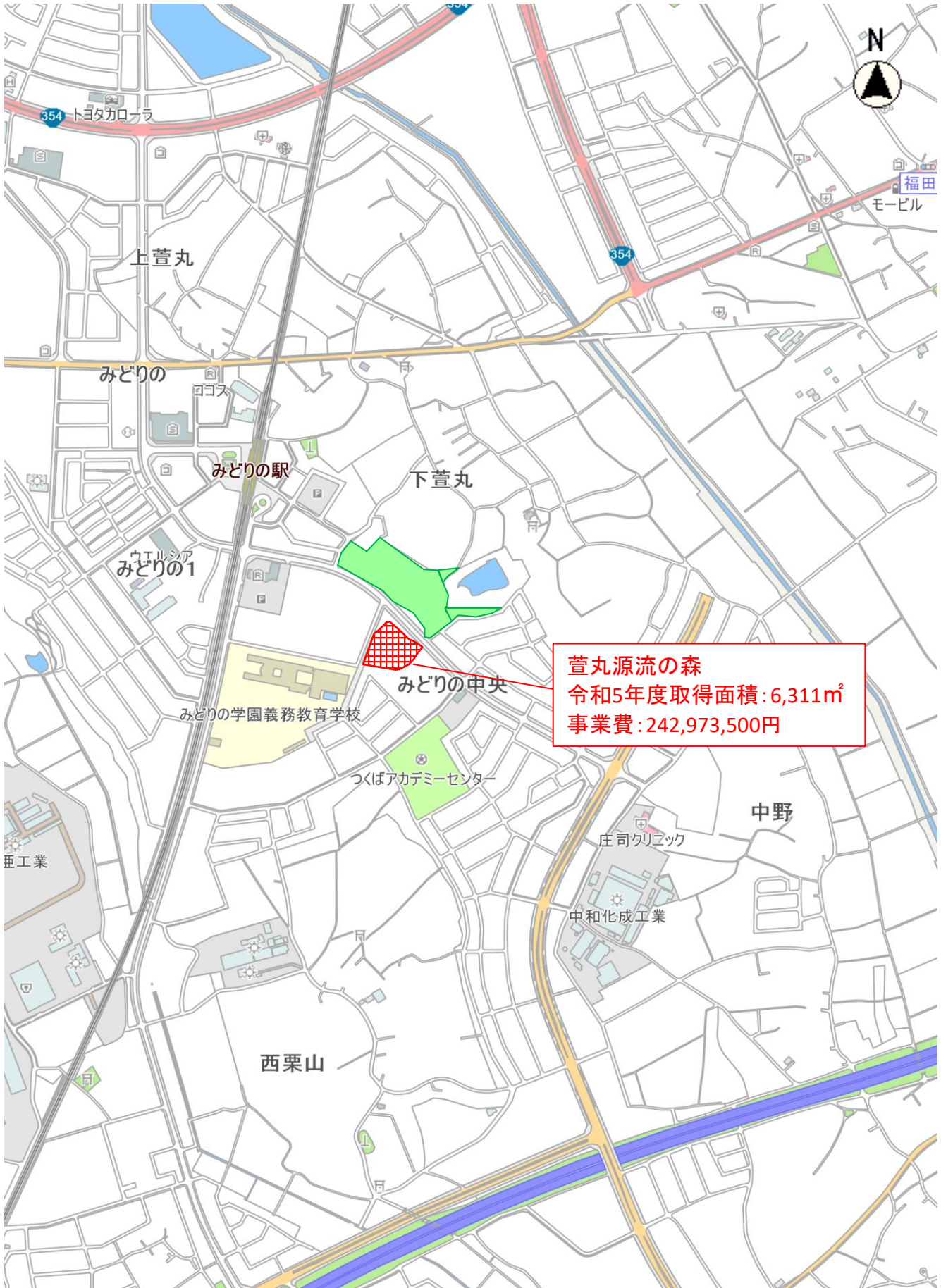
茨城県知事 大井川 和彦

(提案理由)

都市公園の整備に伴い、市の財産として土地を取得するため、この案を提出する

ものである。

位置図



萱丸源流の森
令和5年度取得面積: 6,311㎡
事業費: 242,973,500円

縮尺 1 : 10000
100 50 0 100 200